

●香川県告示第247号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和6年12月20日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 指 定 番 号 西土指道 第5号
- 2 指 定 年 月 日 令和6年12月11日
- 3 指定道路の位置 観音寺市植田町字東原41番6の一部及び同地先農道水路並びに池之尻町字石田28番2の一部
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 7.59メートル～7.90メートル
延長 15.39メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。